

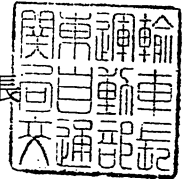


関自旅二第1725号

平成26年 2月27日

一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部支部長 殿

関東運輸局自動車交通部長



個人タクシー事業者における法令の遵守及び適正な事業運営について

今般、個人タクシー事業者が、千葉県個人タクシー協会の会長及び千葉県個人タクシー協同組合の理事長であった時期において、交通事故により休業していたように偽り、損害保険会社から保険金をだまし取った疑いで逮捕されるという事件が発生した。

道路運送法（昭和26年法律第183号）では、許可を受けた旅客自動車運送事業者が、1年以上の懲役の刑に処せられた場合等については、その許可を取り消すこととしており、また、個人タクシー事業者については、自動車運転者に夢と希望を与えとともにハイヤー・タクシー業界に新風を吹き込むことを目的に、優秀適格者に対して許可をしており、今日においては公共交通機関の一翼を担う存在であることから、法令の遵守はもとより、適正な事業運営が極めて厳格に求められている。

かかる事件の発生は、個人タクシー事業者として、法令の遵守及び適正な事業運営の意識が著しく欠如しているといわざるを得ず、公共交通機関に対する信頼を損なうものであり、誠に遺憾である。

については、同種の事案発生を防止するため、傘下団体及び会員事業者に対して法令の遵守及び適正な事業運営に努めるよう厳格に指導されたい。



平成 26 年 2 月 15 日 (土) 朝刊

読売・日経・千葉日報

□プレス結果記事

□関連記事

### ◆詐欺容疑 運転手を逮捕

県警交通捜査隊は14日、県個人タクシー協同組合の前理事長でタクシー運転手市原利成容疑者(52) (千葉県緑区大膳野町) を詐欺容疑で逮捕したと発表し、逮捕は12日。

容疑者(写真)は、市原容疑者は2011年10月と12年1月、千葉市内の損害保険会社に、交通事故によるけがで休業していたふた偽り、保険金約107万円をたまたし取った疑い。調べに対し、「働いていた時もあったが、休んでいた時もあった」と供述しているという。

市原容疑者は11年7月、同市中央区の市道で、軽乗用車に追突され、首を怪しめた。12年1月までの休業証明書を同組合事務員に作成させて保険会社に提出したが、同僚は、タクシーチケットの記録などから実際は11年10月頃から業務していたとみている。